

特定非営利活動法人ユアフィールドつくば定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ユアフィールドつくばという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者が、農業を通して障害者の能力を最大限に発揮する事業を行い、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ④ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑥ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑦ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑧ 畜産事業
- ⑨ 食鳥処理事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人又は2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会で選任し、監事は総会で選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこ

れを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事については理事会の、監事については総会の議決をそれぞれ経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 総会は、電磁的方法又はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ）を用いて開催することができる。この場合において、当該方法により出席した正会員は、総会に出席したものとみなす。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法、もしくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又はオンライン会議システムによって総会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法もしくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
- 3 前項 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他運営に関する重要事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、電磁的方法又は、オンライン会議システム等を用いて開催することができる。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 33 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法、もしくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
又はオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数（書面、電磁的方法もしくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定員に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	五十嵐立青
副代表理事	伊藤文弥
理事	榑原慎吾
監事	中島孝
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とす

る。

- | | | |
|-------------|-------------|--------------------|
| (1) 正会員入会金 | 個人 1,000 円 | 団体 10,000 円 |
| 正会員会費 | 個人 10,000 円 | 団体 30,000 円（1 年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | 個人 1,000 円 | 団体 5,000 円 |
| 賛助会員会費 | 個人 5,000 円 | 団体 10,000 円（1 年間分） |

令和 8 年度の実業計画書 (案)

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ユアフィールドつくば

1 事業の目標

今年度は、既存事業の深化と新たな挑戦により、法人としての社会的役割をさらに拡大していく一年と位置づける。農福連携の核心をなす食鳥処理事業については、助成金を活用しながら建設を着実に推進し、今年度中の事業開始を確実に実現することで、農業から加工・販売までの一貫した事業体制を確立する。住まいの場の充実においては、上ノ室地区への新たなグループホームの開設を実現するとともに、引き続き地域の需要に応える住まいの整備に向けた準備を丁寧に進めていく。組織基盤の強化に向けては、法人の持続的な発展と安定的なサービス提供を見据え、社会福祉法人への移行検討を本格的に推進する。あわせて、移動支援事業など新たなサービス展開の可能性についても積極的に検討を重ね、地域に暮らす方々の生活全般を支える体制づくりを着実に前進させていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千 円)
障害者総合支援法に基 づく障害者福祉サービ ス事業	就労継続支援 B 型 共同生活援助 生活介護	(A) 通年 (B) つくば市 (C) 約 50 人	(D) 障害を持つ 方とその家 族、野菜の購 入者 (E) 約 1,000 名	432,712
障害者総合支援法に基 づく特定相談支援事業	相談支援事業	(A) 通年 (B) つくば市 (C) 約 3 人	(D) 相談支援事 業契約者 (E) 約 80 名	6,000
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	放課後等デイサー ビス	(A) 通年 (B) つくば市 (C) 約 7 人	(D) 放課後等デ イサービス 契約者 (E) 約 25 名	17,500
障害者総合支援法に基 づく地域生活支援事業	日中一時支援事業	(A) 通年 (B) つくば市 (C) 約 5 人	(D) 日中一時支 援事業契約 者 (E) 約 15 名	4,000
介護保険法に基づく居 宅サービス事業	訪問看護事業	(A) 通年 (B) つくば市 (C) 約 4 人	(D) 訪問看護事 業契約者・ 医療連携サ ービス利用 者 (E) 約 30 名	27,500
畜産事業	就労継続支援 B 型	事業開始に向け て準備	(D) 障害を持つ 方とその家 族、購入者 (E) 約 400 名	0

食鳥処理事業	就労継続支援 B 型	事業開始に向けて準備	(D) 障害を持つ方とその家族、購入者 (E) 約 400 名	10
--------	------------	------------	------------------------------------	----

(2) その他の事業
実施しない

令和9年度の事業計画書（案）

令和9年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

特定非営利活動法人 ユアフィールドつくば

1 事業の目標

来年度は、前年度までに整えた事業基盤を着実に運営に乗せ、地域に暮らす方々の生活全般を支える体制を一層充実させていく一年と位置づける。農福連携の核心をなす食鳥処理事業については、完成した処理施設の営業初年度として、就労継続支援B型の作業の一つとして運営を軌道に乗せ、障害のある方の新たな仕事と働く場を広げるとともに、飼育から処理・加工・販売までの一貫した事業体制を定着させる。住まいの場の充実においては、グループホームの安定した運営を図りつつ、引き続き地域の需要に応える新たな住まいの整備に向けた準備を進めていく。また、相談支援事業や訪問看護事業については、関係機関との連携を深めながら支援の質と提供体制の充実を図るとともに、移動支援事業など新たなサービス展開についても引き続き検討を重ねる。これらを通じて、地域に暮らす方々が安心して暮らせる体制づくりを着実に前進させていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千 円)
障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業	就労継続支援B型 共同生活援助 生活介護	(A)通年 (B)つくば市 (C)約55人	(D)障害を持つ 方とその家 族、野菜の 購入者 (E)約1,000名	431,336
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	相談支援事業	(A)通年 (B)つくば市 (C)約3人	(D)相談支援事 業契約者 (E)約80名	6,500
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	放課後等デイス ービス	(A)通年 (B)つくば市 (C)約7人	(D)放課後等デ イサービス 契約者 (E)約25名	18,500
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	日中一時支援事業	(A)通年 (B)つくば市 (C)約5人	(D)日中一時支 援事業契約 者 (E)約15名	4,500
介護保険法に基づく居 宅サービス事業	訪問看護事業	(A)通年 (B)つくば市 (C)約4人	(D)訪問看護事 業契約者・ 医療連携サ ービス利用 者 (E)約30名	28,700
畜産事業	就労継続支援B型	(A)通年 (B)つくば市 (C)約4人	(D)障害を持つ 方とその家 族、購入者 (E)約400名	6,900

食鳥処理事業	就労継続支援 B 型	(A) 通年 (B) つくば市 (C) 約 4 人	(D) 障害を持つ 方とその家 族、購入者 (E) 約 400 名	8,100
--------	------------	---------------------------------	--	-------

(2) その他の事業
実施しない

令和 8 年度 活動計算書 (案)

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 ユアフィールドつくば
(単位: 円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
国庫補助金収入	28,000,000		
民間助成金収入	7,000,000		
給付金収入	415,000,000	450,000,000	
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業収益	36,000,000		
グループホーム事業収益	31,000,000		
レストラン事業収益	0	67,000,000	
5. その他収益			
受取利息	100,000		
雑収益	18,000,000	18,100,000	
経常収益計			535,700,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,600,000		
給料手当	232,000,000		
賞与	23,200,000		
法定福利費	36,512,000		
福利厚生費	10,000,000		
人件費計		307,312,000	
(2) その他経費			
作業工賃	27,000,000		
仕入高	12,000,000		
グループホーム給食費	12,000,000		
消耗品費	24,000,000		
広告宣伝費	1,000,000		
旅費交通費	15,000,000		
リース料	1,200,000		
保険料	5,500,000		
会議費	400,000		
接待交際費	300,000		
連賃	2,000,000		
業務委託費	4,000,000		
通信費	3,500,000		
修繕費	5,000,000		
車両費	5,500,000		
水道光熱費	11,000,000		
支払手数料	5,000,000		
諸会費	300,000		
新聞図書費	200,000		
地代家賃	9,500,000		
租税公課	2,200,000		
研修費	3,900,000		
寄付金	200,000		
長期前払費用償却	1,500,000		
減価償却費	27,000,000		
雑費	1,200,000		
その他経費計		180,400,000	

事業費計			487,712,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,400,000		
人件費計		2,400,000	
(2) その他経費			
旅費交通費			
接待交際費	10,000		
業務委託費	2,300,000		
広告宣伝費	200,000		
通信費	100,000		
地代家賃	1,000,000		
租税公課	1,000,000		
支払手数料	550,000		
支払報酬	3,500,000		
寄附金			
新聞図書費			
支払利息	3,800,000		
雑費			
その他経費計		12,460,000	
管理費計			14,860,000
経常費用計			502,572,000
当期経常増減額			33,128,000
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
雑損失	1,000,000		
法人税、住民税及び事業税	100,000		
経常外費用計		1,100,000	
当期正味財産増減額			32,028,000
前期繰越正味財産額			159,397,120
次期繰越正味財産額			191,425,120

令和 9年度 活動計算書(予算案)
令和 9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 ユアフィールドつくば
(単位: 円)

科目		金額	
I	経常収益		
	1. 受取会費		
	正会員受取会費	100,000	100,000
	2. 受取寄附金		
	受取寄附金	500,000	500,000
	3. 受取助成金等		
	国庫補助金収入	3,000,000	
	民間助成金収入	7,000,000	
	給付金収入	415,000,000	425,000,000
	4. 事業収益		
	障害福祉サービス事業収益	49,500,000	
	グループホーム事業収益	32,000,000	
	レストラン事業収益	0	81,500,000
	5. その他収益		
	受取利息	100,000	
	雑収益	18,000,000	18,100,000
	経常収益計		525,200,000
II	経常費用		
	1. 事業費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	5,600,000	
	給料手当	238,000,000	
	賞与	23,800,000	
	法定福利費	37,436,000	
	福利厚生費	10,000,000	
	人件費計		314,836,000
	(2) その他経費		
	作業工賃	27,000,000	
	仕入高	15,300,000	
	グループホーム給食費	12,000,000	
	消耗品費	24,000,000	
	広告宣伝費	1,300,000	
	旅費交通費	15,000,000	
	リース料	1,200,000	
	保険料	5,500,000	
	会議費	400,000	
	接待交際費	300,000	
	運賃	2,400,000	
	業務委託費	4,000,000	
	通信費	3,500,000	
	修繕費	5,000,000	
	車両費	5,500,000	
	水道光熱費	12,200,000	
	支払手数料	5,300,000	
	諸会費	300,000	
	新聞図書費	200,000	
	地代家賃	9,500,000	
	租税公課	2,200,000	
	研修費	3,900,000	
	寄付金	200,000	
	長期前払費用償却	1,500,000	
	減価償却費	30,800,000	
	雑費	1,200,000	
	その他経費計		189,700,000

事業費計			504,536,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,400,000		
人件費計		2,400,000	
(2) その他経費			
旅費交通費			
接待交際費	10,000		
業務委託費	2,300,000		
広告宣伝費	200,000		
通信費	100,000		
地代家賃	1,000,000		
租税公課	1,000,000		
支払手数料	550,000		
支払報酬	3,500,000		
寄附金			
新聞図書費			
支払利息	4,700,000		
雑費			
その他経費計		13,360,000	
管理費計			15,760,000
経常費用計			520,296,000
当期経常増減額			4,904,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
雑損失	1,000,000		
法人税、住民税及び事業税	100,000		
経常外費用計		1,100,000	
当期正味財産増減額			3,804,000
前期繰越正味財産額			191,425,120
次期繰越正味財産額			195,229,120